

技能講習修了証再交付申請について

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部交付の技能講習修了証を紛失又は損傷されて再交付を希望される方は、別紙申請書用紙に所要事項を記入、押印し下記事務所まで申し込んでください。

記

1. 申込先

〒604-8417

京都市中京区西ノ京内畑町41-3

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部

(略称：林材業労災防止協会京都府支部)

2. 添付書類

(1) 写真 2 枚(申請書記載の大きさの上半身写真。1 枚を申請書に貼付、1 枚を添付)

(2) 本人確認書類 (写し可)

免許証等、「氏名」「生年月日」「現住所」が確認できるもの

※住民票等はマイナンバー記載のないもの

<変更事項がある場合は下記も提出>

氏名の変更の場合は「修了証記載事項変更届」と戸籍抄本(写し可、変更前後の氏名記載)

※ 住所変更の場合は修了証再発行の必要はありませんが、紛失による再発行の際に住所も変更したい場合は「修了証記載事項変更届」を提出

(3) 紛失によるものでない再交付の場合は、旧修了証を添付すること。

※ 令和4年4月1日から、修了証に旧姓を使用した氏名又は通称(以下、「旧姓等」という。)の併記ができるようになりましたが、「旧姓等」のみを記載することはできません。ご了承願います。

3. 手数料 2200円(消費税含む)

申込書を郵送される場合は、手数料は現金書留、或いは次の口座に振り込んでください。
銀行送金は、

銀行名 京都中央信用金庫三条支店

口座 普通預金 515060

口座名義 林材業労災防止協会

(注) 林材業労災防止協会京都府支部で交付した修了証でないと再交付できません。

また、手数料はお返ししかねますので、紛失等を確認してから申請してください。